

取扱区分：公開

平成31年第9回

## 蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和元年9月25日（水）

〔場 所〕 蓮田市農業者トレーニングセンター

## 平成31年第9回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、平成31年第9回蓮田市農業委員会総会を蓮田市農業者トレーニングセンターにおいて開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和元年9月25日（水） 午後2時00分

2 閉会日時 令和元年9月25日（水） 午後3時45分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1番 野口 勇	2番 門井 隆	3番 齋藤 重信
4番 萩原 和夫	5番 竹内 昭一	6番 原田 順一
7番 吉岡 政広	8番 杉崎 國昭	9番 高橋 建一
10番 寺田 進	11番 竹内 幸男	12番 岩崎 久
13番 篠崎 邦明	14番 齋藤 博司	

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（平野）石井 正孝	（黒浜）澁谷 秀男
（黒浜）山本 寿一	（蓮田）常見 淳	（蓮田）山口 恵司

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告 3 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について

8 出席した農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 柴田 賢次

事務局主任 茂木 郁

## 9 傍聴人（0人）

なし

## 10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、平成31年第9回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和元年8月26日に開催いたしました、平成31年第8回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認していらっしゃるかと思います。この場で修正をして署名をいただき議事録とさせていただきます。委員の皆様に向いますが、修正の箇所はありますでしょうか。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして、●●●●、●●●●にご署名をいただきます。よろしくお願いを申しあげます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。欠席委員はなく、委員全員の出席をいただいております。

従いまして、本日の総会は成立をいたします。また、推進委員さんに欠席者はなく6人全員の方出席いただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出議案は、事前に配布いたしました資料のとおりでございます。農地法などの法令許可に関する議案は、議案第1号から議案第2号までとなります。報告案件は、報告1から報告3までとなります。

初めに、2ページの議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をよろしくお願いをいたします。

（事務局） — 議案第1号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第1号の番号1につきまして担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

場所ですが、●●小学校を●●方面に向かい●●●を右折します。●●mほど進むと●●●●があるので左折し、用水沿いを●●mほど進むと左手に●●●●があり、そこを左折した先の1筆と、右側に少し戻った先にもう1筆があります。

譲渡人と譲受人の関係は、譲受人の奥様の親族が譲渡人です。譲受人は現在、所有している農地のほぼ全てで耕作しており問題はないと思います。

事務局から補足がありましたら説明をお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料の2ページをご覧ください。

今回の申請者につきまして、自作地●●●m<sup>2</sup>、申請地●●●m<sup>2</sup>、計●●●●m<sup>2</sup>であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率要件については、9月10日に全て耕作又は自己保全管理を確認しております。

地域との調和要件ですが、現況が田で取得後の計画も田となっております。

農作業従事要件ですが、譲受人ご本人が250日以上、奥様が200日以上年間作業される予定で、要件は全て満たしております。

以上、補足説明としまして皆様ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(議 長)

議案第1号の番号1については、ただ今の担当地区委員さんの説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議 長)

ただ今、異議なしのお言葉いただきましたので、採決をいたします。議案第1号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1については承認をすることにいたします。

次に議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について、事務局の朗読をお願いいたします。

— 議案第2号議案書朗読 —

(議長)

それでは、議案第2号の番号1について担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

場所ですが、国道122号を●●方面から●●mほど下ると●●●●があり、その裏手になります。是正に2か月要しましたが、現在はきれいに管理されています。

譲渡人の一人に話を聞いたところ、常々、売渡を希望していたところ不動産屋の紹介があり申請に至ったようです。譲受人は旧国道122号沿いで●●●●を営んでおり、特に問題はないかと思えます。

補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足がありましたらよろしくをお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

今回の申請は敷地拡張による車両置場であり、既存の修理工場の裏手にある4筆が当該地であります。こちらの申請地につきましては農用地以外の農地で、甲種・1種・3種農地のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となり2種農地と判断しております。

申請人は●●に本店を構えており、旧国道122号沿線で●●●●、申請地に隣接して●●●●を営んでおり、規模拡大のため今回の申請に及んだところです。

資金計画につきましては、事務局にて確認しております。

排水処理につきまして、汚水・雑排水は発生しません。雨水は浸透枳に集水し、前面道路側溝に接続します。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請については「許可見込あり」と建築指導課より回答を得ております。

現地は以前、竹藪になっていましたが、現在は是正され更地になっており、事前着工等はありません。

(議長)

ただ今議案第2号の番号1につきまして、担当地区委員さん、また事務局の補足説明の

とおりでございます。ただ今の説明の内容についてご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号1について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号の番号2について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

場所ですが、国道122号を●●方面から下り、●●●●の手前の右側にある●●●●の手前です。

譲受人の父である譲渡人に話を聞いたところ、譲受人は2年ほど前に結婚し同居をしているが独立を考えていたようであり、それであれば実家の近くで親の面倒をみられる場所と考え申請に至ったようです。

申請地はよく管理されており、事前着工等はありません。

補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは事務局から補足説明をお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

申請地は農業振興地域外の農地であります。申請地の概要は甲種・1種・3種農地のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となり、2種農地と判断しております。

申請目的は住宅敷地、申請理由については、先ほどお話しされたとおりでございます。

資金調達計画につきましては、事務局にて確認しております。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、前面道路の側溝に接続します。雨水は敷地内浸透処理でございます。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請については「許可見込

あり」と建築指導課より回答を得ております。9月17日に現地確認をしましたが事前着工等はありませんでした。

(議 長)

議案第2号の番号2については、ただ今担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第3号の番号3について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号2については承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号3について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

場所ですが、蓮田市コミュニティセンター●●●になります。

譲渡人は●●に住んでおり、飛び地で農地を所有しています。今回、対象地について市から「蓮田市コミュニティセンターの駐車場用地として売ってくれないか」と話があり申請に至ったようです。

現地を確認したところ、つる草が一面に生い茂っていたので除草について話を聞いたところ、「以前の予定より早く売却することになったが、それまでに草刈りができない旨を市に話したところ、担当課で対応するので現況のままでいい」と言われたようです。その後、農業委員会事務局の局長から「担当課によって申請地の除草が完了した」と連絡があったので再度、現地確認をしたところ全て除草されていきました。

他、特に問題はないと思いますが、事務局に補足説明をお願いし、委員の皆様にご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足説明ありましたらよろしくをお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。申請地は農業振興地域内の農地です

が、令和元年8月7日に除外されています。申請地の概要につきましては、蓮田市コミュニティセンターに隣接した農地であります。

申請理由については、イベントや確定申告で来場者が増えた場合、現況の駐車場では不足しているため増設が必要とのことです。こちらの農地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、2種農地と判断しております。

資金計画につきましては、事務局にて確認しました。

排水処理につきまして、汚水・雑排水は発生しません。雨水は浸透枳に集水し地下浸透処理です。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請中は不要でございます。

9月17日に現地確認行ったところ草が生い茂っていたので、担当課である自治振興課に除草するよう話をし、9月20日に作業が終了した旨の報告があったため、同月24日に再度現地確認した結果、全て除草されておりました。

(議長)

議案第2号の番号3につきましては、ただ今担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますか。

(委員)

自治振興課で行った除草作業費はどのようになっていますか。

(事務局)

草の処分も含め、自治振興課の職員で行いましたので無償となります。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にございますか。

なし。

(議長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号3について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。



(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号3について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号の番号4について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

場所ですが、蓮田駅から県道蓮田杉戸線を●●方面に向かい●●●●を過ぎ、●kmほど進んだ●●●●のある信号を左折すると二股の道になり、右に進んだ先が譲渡人の自宅でその裏手が申請地になります。

譲渡人と譲受人は親子で、現在、●●のアパートに居住していますが、両親が歳を取り自身も生まれ育った蓮田に戻ろうということになり申請に至ったようです。

問題はないかと思いますが、事務局に補足説明をお願いし、委員の皆様にご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足説明ありましたらよろしくをお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

こちらの農地は農業振興地内の農地でしたが、令和元年8月7日に除外されています。申請地につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、2種農地と判断しております。

申請目的は住宅敷地です。申請内容は現在、●●●にあるアパートで家族4人暮らしをしていましたが、職業が●●●で勤務先に困らないということもあり、生まれ育った蓮田市に転居し、将来、両親の面倒をみることも考え申請に至ったようです。

資金計画・調達計画につきましては、事務局にて確認しております。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、前面道路の側溝に接続します。雨水は浸透枳に集水し地下浸透処理でございます。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請については「許可見込あり」と建築指導課より回答を得ております。

9月17日に現地確認をしましたが事前着工等はありませんでした。

(議 長)

議案第2号の番号4につきましては、ただ今担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますか。

なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号4について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号4について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号の番号5について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

場所ですが、国道122号を下り●●●を右折、そのまま●●●mほど直進した右側になります。

申請地は以前よりのぼり旗が立っていたので、譲渡人が不動産屋に委託して売買したのではないかと考えられます。現地は草が生えていますが管理はされており、事前着工等はありませんでした。

特に問題はないかと思いますが事務局に補足説明をお願いし、委員の皆様にご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足説明ありましたらよろしくをお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

こちらの農地は農業振興地内の農地でしたが、令和元年8月7日に除外されています。申請地につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、2種農地と判断しております。

申請目的は住宅敷地です。申請内容は、現在、●●●内のアパートに居住していますが、将来親の面倒を見ることが予想されるため、実家に近い場所に居住したいと考え申請に至ったようです。

資金計画・調達計画につきましては、事務局にて確認しております。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、前面道路の側溝に接続します。雨水は浸透枳に集水し地下浸透処理でございます。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請については「許可見込あり」と建築指導課より回答を得ております。

9月17日に現地確認をしましたが事前着工等はありませんでした。

(議 長)

議案第2号の番号5につきましては、ただ今担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますか。

なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号5について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号5については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号番号7について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

場所ですが、蓮田駅東口駅前広場を右折し●●●●を通過し、その先の十字路を左折して●●の角を右折したところの丁字路で県道東門前蓮田線に合流し、●●●方面に●●●mほど進みますと右側に●●があります。その信号を右折し、その先の宇都宮線と平行している市道を駅方面に●●mほど進むと●●●●があります。そこを横断し●●●mほど進んだところにある丁字路の2件目に当たる場所になります。

譲渡人は譲受人の奥様のお母様で、娘さんと一緒に話を聞きました。申請地は10ha以上の農地がありますが、昔から周辺には多く家屋等がある一角に当たり、使用貸借権について譲渡人及び譲受人も了解しており、耕作もよくしているため現時点では問題ないと思います。

事務局に補足説明をお願いし、委員の皆様にご審議のほど、よろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足説明ありましたらよろしく願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

こちらの農地は農業振興地外の農地です。申請地につきましては第1種農地にあたりません。補足説明資料にあるとおり、第1種農地とは「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」として、基本的には、原則許可をしないという位置づけですが、例外の一つとして「住宅その他申請に係る周辺の地域で居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置するもの」とあります。申請地の地域の特性を見ると、農地の中にあるというよりは周辺に住宅が点在しており、にじみ出るような形の1種農地とみられ、周りの農地への影響は低いと考え、今回の申請については問題ないと判断しました。

申請理由は、夫婦と子供の3人でアパートに居住していますが、手狭になった事と親の老後の事を考えた結果、今回の申請に至ったものと思われまます。

資金計画・調達計画につきましては、事務局にて確認しております。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、前面道路の側溝に接続します。雨水は浸透枡に集水し全面道路側溝に接続します。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請については「許可見込あり」と建築指導課より回答を得ております。

9月18日に現地確認をしましたが事前着工等はありませんでした。

(議長)

議案第2号の番号7につきましては、ただ今担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますか。

なし。

(議長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号7について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号7については承認をすることにいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に報告事項に入ります。報告 1 から報告 3 について、事務局より朗読と説明をよろしくお願い申し上げます。

— 報告 1 から報告 3 朗読 —

(議 長)

ありがとうございました。

以上、事務局の方で朗読いたしました報告 1 から報告 3 について質問等がある方は、挙手をお願いします。

(委 員)

報告 1 の番号 1 で、対象地はどのような状況になっていますか。

(委 員)

一部は基盤整備で貸出をしています。残りの農地については自己管理をしています。

(委 員)

わかりました。

(議 長)

他に何かございますか。

(議 長)

特に質問がないようですので報告事項を終わらせていただきます。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。